

令和5年10月6日

地域薬剤師会長 様

一般社団法人千葉県薬剤師会  
分業委員会  
委員長 横田秀太郎

千葉県地域医療介護総合確保基金(フィジカルアセスメント補助)事業のご周知  
のご協力について(ご依頼)

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

標記につきまして、令和5年度も継続して実施することになりました。

要件も昨年度と同じで変更はございません。千葉県薬剤師会が開催するフィジカルアセスメント研修を受講した薬剤師が勤務している薬局のうち、地域薬剤師会から推薦のあった薬局を対象として、フィジカルアセスメントに必要な医療機器を購入する際に必要な経費の一部を助成いたします。

今年度のお申込はGoogleフォームにて受け付けます。締切後、県薬事務局から貴会へ推薦書のご提出をお願いすることとなりますが、後日改めましてご案内させていただきます。

ご多忙の時期に誠に恐縮ではございますが、会員薬局へご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

対象：千葉県薬剤師会が開催するフィジカルアセスメント研修を受講した薬剤師が勤務している  
薬局

対象品目：電子血圧計

非接触型電子体温計

パルスオキシメーター

簡易スパイロメーター

聴診器

携帯型心電計

補助額：1薬局あたり医療機器購入価格の1/2を補助（上限2万円）

※対象数が県内50薬局とされており、医療資源等の地域差や在宅医療の拡大を考慮し、対象薬局を選定させていただく場合がございますのでご了承下さい。

※医療機器は補助金交付決定前に購入しないようご注意ください。

【Googleフォーム申込締切】 令和5年10月27日（金）迄

【事業お問合せ先】 千葉県薬剤師会事務局

TEL 043-242-3801 担当 本田

Eメール y-honda@c-yaku.or.jp

以上

令和5年度 千葉県地域医療介護総合確保基金（フィジカルアセスメント補助）  
地域薬局における在宅医療を実施するための設備整備

一般社団法人千葉県薬剤師会 分業委員会

千葉県では、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる2025年に向け、安心して質の高い医療・介護サービスが受けられ、最期まで自分らしく生きられる社会を目指し、地域住民が気軽に訪れることができる薬局を活かすことに取り組んでいます。

そこで、昨年度に引き続き、地域包括ケアシステムを構築する中で、在宅医療を行う薬局数の拡大を図るため、今後さらに重要となるフィジカルアセスメントに必要な医療機器について、薬局が購入する際の経費の一部を助成することになりました。

対象：千葉県薬剤師会が開催するフィジカルアセスメント研修を受講した薬剤師が勤務している薬局

対象品目：電子血圧計

非接触型電子体温計

パルスオキシメーター

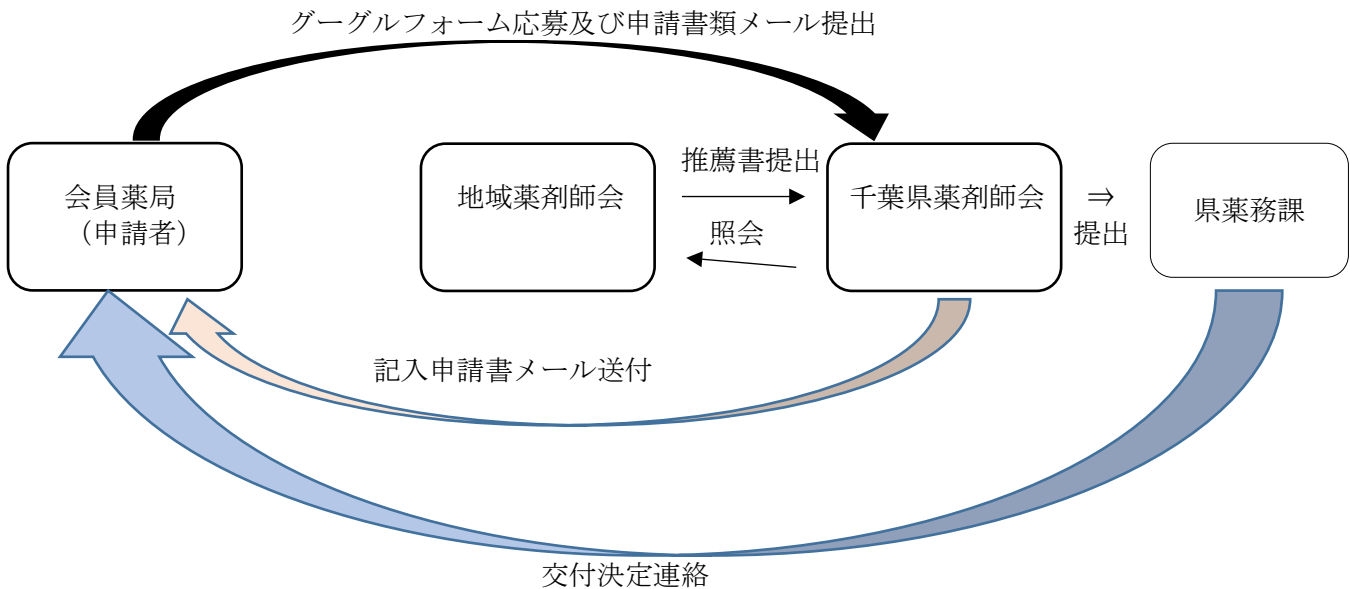
簡易スパイロメーター

聴診器

携帯型心電計

補助額：1薬局あたり医療機器購入価格の1/2を補助（上限2万円）

○フローチャート



※対象数が県内50薬局とされており、医療資源等の地域差や在宅医療の拡大を考慮し、対象薬局を選定させていただきます場合がございますのでご了承下さい。

※医療機器は補助金交付決定前に購入しないようご注意ください。

【申込締切】 令和5年10月27日（金）迄

【応募申込み】 グーグルフォームにて受付いたします。下記URLまたはQRコードよりお申込み下さい。

〈お申込みURL〉

<https://forms.gle/LX4L29SRxYyiE3MP6>

【QRコード】



〈事業内容に関するお問合せ先〉 千葉県薬剤師会事務局 TEL 043-242-3801 担当 本田

千葉県地域医療介護総合確保基金事業（薬局における在宅医療を実施するための設備整備事業）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、在宅医療を行う薬局数の拡大を図るため、在宅医療を行う際に必要となるバイタルサインの確認、視診、聴診、触診などによる全身状態の評価（以下、「フィジカルアセスメント」という。）に使用する医療機器について、薬局が購入に要する経費を、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付するものとする。

（補助事業者）

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施できる者（以下、「補助事業者」という。）は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）第4条の規定により許可を受けた薬局の開設者のうち、次に掲げる（1）から（3）の条件のいずれにも適合する者とする。

（1）千葉県内にある薬局の開設者

（2）設備整備の対象とする薬局において、一般社団法人千葉県薬剤師会が開催するフィジカルアセスメントに関する研修を受講した薬剤師が勤務しており、一般社団法人千葉県薬剤師会又は地域薬剤師会（一般社団法人千葉県薬剤師会規則に定めるもの）から、地域においてフィジカルアセスメントを踏まえた訪問薬剤管理指導を推進できる薬局として推薦された薬局の開設者

（3）設備を整備した薬局において、5年以上在宅医療を継続する意思のある薬局の開設者

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者（法人の場合は、業務を行う役員。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該補助事業者は、補助の対象とならない。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（2）次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を与える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業は、次の号に掲げる事業とし、当該事業の補助金の交付の対象経費、基準額及び補助率は、別表のとおりとする。

(1) 在宅医療に必要な設備整備 薬局が在宅医療を行う際に必要となるフィジカルアセスメントに必要な医療機器に係る設備整備

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次の各号に掲げる方法により算出された額とする。

ただし算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額と設備購入費（フィジカルアセスメントに必要な医療機器の購入費で補助対象外経費を含む）から寄付金その他の本要綱以外による補助額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、規則第3条の規定による補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が定める期日までに千葉県地域医療介護総合確保基金事業（薬局における在宅医療を実施するための設備整備事業）補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

なお、千葉県内に複数の薬局を開設する補助事業者は、該当する薬局ごとに、交付の申請をすることとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号のとおりとする。

(1) 補助事業を変更又は中止し、又は廃止するときは、知事の承認を受けなければならない。

- (2) 事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難なときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について、証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を得ないでこの補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合、知事は補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を県に納付するよう命じることがある。
- (6) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 本要綱が効力を失った後も、フィジカルアセスメントの実施状況等について、調査を行うことがあるので、その際は、補助事業者は協力することとする。
- (8) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合、補助事業者は消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（別記第2号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合、知事は補助事業者に対し、当該仕入税額の全部又は一部を県に納付するよう命じることがある。
- (9) 補助事業者が第1号から第8号に掲げる条件に違反した場合、知事は補助事業者に対し、その交付額の全部又は一部を県に返納するよう命じることがある。
- (10) 知事は、規則第10条の規定により、補助事業者に対し、状況報告を求めることがある。

（変更承認申請）

第7条 補助事業者は、前条第1号又は第2号の規定による知事の承認を受けようとするときは、千葉県地域医療介護総合確保基金事業（薬局における在

宅医療を実施するための設備整備事業) 補助金変更(中止・廃止) 承認申請書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 知事は、第5条に規定する交付申請書が到達したときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

第9条 知事は、必要があると認める場合においては、県の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、規則第12条に規定する実績報告をするときは、補助事業完了の日から起算して1月を経過した日(第6条の(1)により事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)、又は補助金の交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、千葉県地域医療介護総合確保基金事業(薬局における在宅医療を実施するための設備整備事業) 補助金実績報告書(別記第4号様式) 正2部を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(交付の請求)

第12条 補助事業者は、規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉県地域医療介護総合確保基金事業(薬局における在宅医療を実施するための設備整備事業) 補助金交付請求書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第13条 補助事業者は、規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、千葉県地域医療介護総合確保基金事業(薬局における在宅医療を実施するための設備整備事業) 補助金概算払請求書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第14条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、補助事業者（法人の場合は、業務を行う役員。）が第2条第2項各号のいずれかに該当する者である補助事業者とする。

(その他)

第15条 特別の事情により第4条、第5条、第7条及び第10条に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和5年9月14日から施行し、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日にその効力を失う。  
ただし、本事業の精算をする場合は、同年5月31日まで、なおその効力を有する。

別表

1 補助対象事業	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
在宅医療に必要な設備整備	1店舗当たり 40,000円	対象薬局において在宅医療を行う際に必要となるフィジカルアセスメントに使用する以下の医療機器の購入費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子血圧計</li> <li>・非接触型電子体温計</li> <li>・パルスオキシメーター</li> <li>・簡易スパイロメーター</li> <li>・聴診器</li> <li>・携帯型心電計</li> </ul>	1/2